

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第二十六号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法等の一部が改正されたことに伴い、法人の県民税及び法人の事業税並びに不動産取得税に関する規定及び様式について、必要な改正を行った。
- 2 租税特別措置法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日